

短期入所生活介護重要事項説明書

1 事業所が提供するサービスについての相談窓口

至誠特別養護老人ホーム 生活支援室

電 話： 042-527-0032 (代表)

受付時間： 午前9:00～午後5:00 (月～金)

※ご不明な点は、何でもご遠慮なくご相談下さい。

2 事業所への要望・苦情についての相談窓口

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ① 利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

＊苦情の把握について

電話・FAX・Eメール・手紙・投書箱・ボランティア等により幅広く行います。

＊検討会の開催

苦情申立て人より要望があった場合は、当法人が設置する利用者相談委員会(第三者機関)を召集し、原因分析・改善策等を協議します。

＊改善の実施

申立人に対し、苦情解決責任者、該当施設の施設長から改善策等について文書で回答し同意を得た後、苦情内容と回答を法人内に設置する掲示板に掲示するとともに、ホームだよりに掲載をします。

＊解決困難な場合

保険者及び東京都国民健康保険団体連合会に相談します。

＊再発防止

同様の苦情・事故等が発生しないよう、受付けた苦情について、研修会等で再発防止に努めます。

(2) 至誠ホーム利用者相談委員会

電 話： 042-527-0374 (専用)

受付時間： 午前10時～午後4時 (月～金)

担 当： 白澤 征爾

(3) 区市町村の相談・苦情窓口

立川市福祉保健部介護保険課事業者係

電 話： 042-523-2111 (代表)

(4) 東京都社会福祉協議会内第三者機関

運営適正化委員会

電 話： 03-5283-7020

(5) 東京都国民健康保険団体連合会

電 話： 03-6238-0177

その他、各保険者窓口にご相談・苦情申し立てが可能です。

4 事業所の概要

(1) 運営の方針

事業の実施にあたっては、居宅サービス計画に基づき、居宅における生活と利用中の生活が連続したものになるよう配慮しながら、各フロアにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営めるようにお手伝い致します。また利用者の心身機能の維持、並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図れるようにお手伝い致します。

(2) 理念・方針

法人の理念「まことの心」、信念『まことの心の働きは 人の心を動かし天に通ず』と福祉の心「人間尊重」を基本理念とし、地域のなかで「高齢者福祉文化」を創造するホームであり続けます。「明るく、健康で豊かな高齢期の生活づくり」をテーマに、ケアの三原則「自己決定の尊重・能力の活用・生活の継続性」を守り利用者の自立（律）した生活に向けお手伝い致します。

(3) 提供できるサービス

事業所名	社会福祉法人 至誠学舎立川 至誠特別養護老人ホーム
所在地	東京都立川市錦町六丁目28番15号
指定番号	東京都第137300221
サービス提供地域	立川市・日野市・国立市（それ以外の地域の方もご相談に応じます）
その他	介護老人福祉施設の空所ベッドを利用して、短期で共同生活を送っていただくサービスです。

(4) 職員体制 （空所利用のため、介護老人福祉施設の職員の体制を記します）

職種	計	職種	計
管理者	1	介護支援専門員	1名以上
医師	1名（非常勤）以上	看護師	3名以上
生活相談員	1名以上	介護員	32名以上
栄養士（管理士）	1名以上	機能訓練指導員	1名以上
調理員	委託	合計	41名以上

看護責任者：山縣 まみ

(5) 設備概要（介護老人福祉施設の設備を使用）

定員	4名（介護老人福祉施設の空所利用）	
居室	個室	12室（1室 14.13㎡）
	2人室	37室（5室 17.55㎡・32室 30.17㎡）
浴室	一般浴槽、介助浴槽、特殊浴槽があります。	
静養室	4室（1室 9.45㎡）	
医務室	1室（1室 31.63㎡）	
機能訓練室	1室（1室 197.10㎡）	
デイルーム	4室（1室 91.53㎡）	

5 サービス内容

(1) 短期入所生活介護計画の作成

介護支援専門員等の作成した「居宅サービス計画」の内容と、利用者および家族の希望に基づき「短期入所生活介護計画」（以下、介護計画とする）を作成します。また、利用者および家族等に短期入所生活介護計画の説明を行い、同意をいただきます。

(2) 食事

朝食／7：30～9：00 昼食／12：00～13：00 夕食／18：00～19：00
予め連絡を頂いた場合は、衛生上又は管理上許容可能な範囲で一定時間（2時間以内）食事の取り置きをすることができます。また、湯茶等のサービスがあります。それぞれ、食堂においておとりいただきます。

(3) 入浴

7日間の利用で2回入浴していただきます。但し、利用者の状態に応じて清拭等になる場合があります。

(4) 介護

介護計画に沿って下記の介護を行いません。

着替え・食事・入浴・排泄・移動等の介助、体位交換、服薬介助等。

(5) 口腔ケア

うがいやブラッシング、義歯洗浄などについては利用者の状態に合わせて介助をします。

(6) 機能訓練

介護計画に沿い、滞在されるフロアや機能訓練室において生活リハビリを行い、心身機能の低下防止に努めます。

(7) 生活・介護相談

相談員の他、介護支援専門員もおります。お気軽にご相談ください。

(8) 健康管理

入所時に健康チェックを行いません。入所期間中に体調がすぐれない場合は医療機関を受診していただく事があります。受診に伴い介護タクシー等を使用するときには送迎の費用が別途かかる場合があります。

(9) 特別食の提供

塩分制限、水分制限、タンパク質などの制限がある方の場合、相談員及び栄養士（管理栄養士）へご相談ください。料金は別途かかる場合があります。

(10) 理美容のサービス

訪問美容のサービスもあります。料金は実費をお支払いいただきます。利用方法や料金などについては職員にお問い合わせください。

(11) レクリエーションなど

施設内において、様々な活動を実施しております。また、クラブ活動・行事等によっては別途参加費のかかる場合もあります。

6 サービス利用方法

(1) サービス利用契約

担当の介護支援専門員と相談の上、電話などでお申し込みください。ご利用期間決定後、契約を締結いたします。

(2) サービス利用契約の終了

①利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

③その他

以下の場合、30日前までに文書で通知することによりサービス利用契約を終了させていただくことができます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

- ・利用者がサービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払わない場合

- ・利用者や家族等などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- ・やむを得ない事情により、当施設が閉鎖または縮小する場合

7 利用料金

(1) 基本サービス料金

施設利用料

	1日あたりの自己負担額		
	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	760円	1,520円	2,280円
要介護2	845円	1,689円	2,533円
要介護3	933円	1,866円	2,799円
要介護4	1,017円	2,034円	3,051円
要介護5	1,102円	2,203円	3,304円

*上記料金には機能訓練体制加算、夜勤職員配置加算、介護職員処遇改善加算等を含んでいます。

(2) 食事代 1日あたり 1,545円(朝:410円 昼:580円 夕:555円)

(3) 滞在費 1日あたり 915円

*施設利用料、食費、滞在費については、所得などに応じた減免措置や保険者独自の減免制度があります。

(4) 送迎代 介護保険で定められた送迎代1,961円(片道)のうち、負担割合(1割、2割、3割)に応じた自己負担額をいただきます。

また、サービス提供地域以外の方にご利用いただく場合は、別途片道1,000円いただきます。

*通常の送迎の実施地域は、立川市、日野市、国立市とします。

(5) 日常生活費

Aセット	歯ブラシ、歯磨き粉、義歯洗浄剤、洗口液 ティシューペーパー、保湿剤、シャンプー、 ボディソープ、洗剤・柔軟剤	¥100/日
Bセット	歯磨きティシュー、ティシューペーパー、 ウエットティシュー、保湿剤、シャンプー、 ボディソープ、洗剤・柔軟剤、整髪剤	¥100/日

(6) 活動費

活動に参加をされた場合のみいただく費用です。

ホームまつり（模擬店・写真など）	¥500/回
餅つき（餅・きなこ・あんこ・お汁粉・お茶・容器など）	¥100/回
どんと焼き（団子・醤油・甘酒・容器など）	¥100/回
英語クラブ・1/月（教材・おやつなど）	¥100/月
習字クラブ・1/月（手本・墨汁・用紙・筆・下敷きなど）	¥100/月
コーヒーサロン 開催時（コーヒー・ミルク・砂糖など）	¥100
フェルマータ・2/月（楽譜・楽器など）	¥100/月
グループ活動・個人活動	実 費

<いきいき健康活動>

絵画教室：2/月（花・画材など）	¥200/月
陶芸教室：開催時（粘土・陶料・エプロン・窯いれなど）	¥100/月
個別活動（カレンダー作り・刺し子・ぬいぐるみなど）	¥100/月

8 利用に当たっての留意事項

(1) 家族付き添い

原則、入退所時にはご家族の付き添いをお願いしています。入所時には、短期入所生活介護計画の説明をし、同意を頂きます。介護・看護職員がご自宅での様子を聞き取ります。

(2) 面会時間

概ね午前9時から午後8時としていますが、それ以外についてはご相談ください。

(3) 飲酒、喫煙

お身体に影響のない範囲でお楽しみください。喫煙する場所が限定されておりますので、ご了承ください。不審火の心配もありますので、喫煙以外は煙草とライターは滞在するフロアでお預かりさせていただきます。

(4) 金銭、貴重品の管理

多額の金銭や貴重品のお持込は原則ご遠慮いただいております。やむを得ない場合は必ず担当者にご相談ください。なお、利用者及び家族の了承の下、利用者本人が管理する場合には破損、紛失につきましては自己責任となります。

(5) 設備・器具の利用

共通の備品については自由にお使いください。その他、テレビ、ラジオ、パソコンなどの使用についてはご相談ください。

(6) 宗教・政治活動

施設内において、他の利用者に対する宗教・政治活動はご遠慮ください。

(7) 衣類の洗濯

衣類の洗濯は施設で実施いたします。退所直前や短期間のご利用の場合、できない場合もありますので、ご了承ください。また、紛失の恐れもある為、衣類には氏名のご記入の協力を頂いております。

持参する衣類は、洗濯に耐えられるものとし、洗濯に耐えられないものや高価なものはお控えいただきます。

(8) ペット

ペットの持ち込みはご遠慮ください。

(9) 食べ物の持込、利用者間のやりとり

食べ物の持込については健康上の理由により、職員にご相談ください。利用者間のやりとりについては食べ物の制限を受けている方もおりますので、ご遠慮ください。

(10) その他

入所時に持参される身の回り品は必要最低限（入所のしおりにて説明）として頂きます。

9 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずる他、ご家族等の方に速やかに連絡いたします。

主治医	氏名	
	所属	
	住所 連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先1	
	連絡先2	

10 受診時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があり、医療機関への受診の必要性がある場合は、緊急やむを得ない場合を除き救急車もしくはご家族等での受診をお願い致します。

11 非常災害対策

- (1) 災害時には消防計画に基づき、速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。
- (2) 防火管理者を選任すると共に、消火設備、非常放送設備等、必要な設備を常に良好に保ちます。
- (3) 消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、従業者及び利用者が参加する消火・通報、避難訓練を年間計画で実施します。

1.2 感染症対策

事業者では利用者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生、またはまん延しないように、以下の項目に取り組みます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を設置し、定期的に（月に1回）開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に（年2回以上）実施します。

1.3 業務継続計画

事業者は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所生活介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。

なお、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年2回以上）実施します。

1.4 高齢者虐待防止の推進

事業者では利用者の人権擁護、虐待防止等のため、以下の項目に取り組みます。

- (1) 高齢者虐待防止の指針を整備します。
- (2) 高齢者虐待防止の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- (3) 従業員に対して、人権擁護、虐待防止等の研修を定期的に開催します。
- (4) 上記の取り組みを適切に実施するために、高齢者虐待防止の担当者を置きます。

1.5 身体拘束廃止等

事業者では「虐待」として位置づけられる身体拘束に当たる行為については原則的に行いません。ただし、厚生労働省で定めた「切迫性」「非代替性」「一時性」について吟味をして、やむを得ず身体拘束を行う場合があります。身体拘束廃止に向け、以下の項目に取り組みます。

- (1) 身体拘束廃止に関する指針を整備します。
- (2) 身体拘束廃止に向けて検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知します。
- (3) 従業員に対して、身体拘束廃止に取り組むにあたり、研修を定期的に（年2回以上）実施します。

16 ハラスメント対策の強化

事業者では適切なサービス支援環境を確保する観点から、従業員において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、サービス従業員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化する等、必要な措置を講じます。

17 守秘義務の対応

事業者及びサービス従業員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守する旨を、退職時に従業員と文書で取り交わします。

18 至誠ホームのケアサービス提供ポリシー ～利用者スタッフの信頼のルール「絆」～

至誠ホームでは、利用者の人格を尊重し、利用者が安心してサービスを利用できることを目指します。そのためにスタッフ、利用者、ご家族の信頼のルールを定め、お互いを結ぶ「絆」を大切にします。

<利用者の立場から>

1. 専門的で思いやりがあり、丁寧なケアを利用できる
2. 常に自分自身の可能性と自律が大切にされるケアを利用できる
3. スタッフとご家族、ボランティアさんの協力による心温かいケアを受けられる

<スタッフの立場から>

1. 一生懸命取り組む福祉の仕事と、心を尽くした働きが尊重される
2. 温かい雰囲気の中で、ケアの仕事に就ける事が保障される
3. 働く者の尊厳と良心を傷つける言動や行為に対しては、自らを護ることが認められる

信頼の絆は、利用者・ご家族、スタッフの「笑顔」と「ありがとう」という相手に敬意を示す態度と言葉から育まれます。お互いの立場を尊重し、お互いを大切に思う心で、共に絆を作り上げる努力を続けます。

19 法人の概要

法人名称	社会福祉法人至誠学舎立川
代表者	理事長 稲永 勝行 常務理事・至誠ホーム長 旭 博之
法人本部所在地	〒190-0022 東京都立川市錦町六丁目28番15号
電話番号	042-527-7734
法人設立	明治45年（司法少年保護団体）

年 月 日

短期入所生活介護の提供開始にあたり、利用者に対し本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

所在地 〒190-0022 立川市錦町六丁目28番15号

名称 社会福祉法人至誠学舎立川 至誠特別養護老人ホーム

説明者 氏名 _____ 印

同意書

年 月 日

私は、本書面により、事業者から短期入所生活介護について重要事項の説明を受け同意しました。

<利用者>

住 所 _____

氏 名 _____ 印

<家族・代理人・成年後見人等>

住 所 _____

氏 名(続き柄: _____) _____ 印

日常生活費選択同意書

Aセット	歯ブラシ、歯磨き粉、義歯洗浄剤、洗口液 ティッシュペーパー、保湿剤、シャンプー、 ボディソープ、洗剤・柔軟剤	¥100/日
Bセット	歯磨きティッシュ、ティッシュペーパー、 ウェットティッシュ、保湿剤、シャンプー、 ボディソープ、洗剤・柔軟剤、整髪剤	¥100/日

日常生活費に関し、私は上記の内訳について説明を受けまして

(A ・ B) を選択します。

_____年 月 日

<利用者>

住 所 _____

氏 名 _____ 印

<家族・代理人・成年後見人等>

住 所 _____

氏 名 _____ 印 (続き柄: _____)